

第9節 任意継続組合員制度

この制度は、退職の日の前日まで引き続いて1年以上（退職日まで1年と1日以上）組合員（※）であった者が、公立学校共済組合に申出をし所定の任意継続掛金・介護掛金を納付することにより、2年間を限度として引き続き現職中とほぼ同様な短期給付を受けることができる制度です。

※ 組合員とは、現職及び再任用職員（フルタイム勤務者のみ）のことをいいます。

1 任意継続組合員となるための申出手続と期間等

（1）申出手続

申出手続は、任意継続組合員申出書（「6 任意継続組合員申出書について」参照）により最終所属所長を経由し、公立学校共済組合静岡支部（県教育委員会福利課）に提出してください。

申出（掛金の納入を含む）期間は、退職の日から起算して、20日を経過する日までで、これを過ぎると加入ができませんので注意してください。

（2）任意継続組合員の被扶養者

被扶養者となるための認定所得基準額

被扶養者の年齢	所得基準額（年額）
59歳以下の方	130万円未満 （障害を事由とする公的年金受給者は180万円未満）
60歳以上75歳未満の方	所得に公的年金を含む方は 180万円未満 、それ以外の方は 130万円未満

※ 所得とは、所得控除前の「収入額」をいいます（事業所得については、必要経費と認められるものを控除します）。

※ パート・アルバイト等で月々の収入が変動する場合、所得金額が上記基準額未満であっても、3ヶ月の平均所得が月額限度額（上記基準額÷12月）を超えた場合、認定は取消しとなります。

※ 年1回、被扶養者の資格要件確認のため、書類の提出をお願いしていますので、ご協力をお願いします。

退職時に被扶養者となっている方は、被扶養者としての要件が変わらない限り、引き続き被扶養者として認定されます。

ただし、75歳以上の方（65歳以上75歳未満の方で、一定の障害状態にあり後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方を含む。）は、平成20年4月1日以降、後期高齢者医療制度に加入することとなりましたので、被扶養者にはなれません。

資格喪失の条件	提出の書類等
ア 任意継続組合員となってから2年を経過したとき	<input type="radio"/> 任意継続組合員(被扶養者)証 <input type="radio"/> <u>任意継続組合員資格喪失申出書</u> <input type="radio"/> <u>任意継続・介護掛金還付請求書</u> (運営規則別紙様式第25号) <input type="radio"/> イに該当する者は上記の他、新たに加入した健康保険被保険者証の写しを添付
イ 他の共済組合又は健康保険組合に加入したとき	
ウ 任意継続組合員でなくなることを希望し、 <u>その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき</u> (被扶養者となる時又は国民健康保険に加入するとき)	
エ 亡くなられたとき	
オ 任意継続掛金・介護掛金を振込期日までに納入しないとき	<input type="radio"/> 任意継続組合員(被扶養者)証

様式名 任意継続組合員資格喪失申出書 記載例
 任意継続・介護掛金還付請求書
 運営規則別紙様式第25号

2 任意継続組合員の掛金額について

任意継続組合員に加入されますと、任意継続掛金(加入者全員)と介護掛金(40歳以上65歳未満の方)との合計額を納入していただきます。

(1) 掛金額(平成21年度)

次のア、イいずれか低い額に任意継続掛金は74.0/1000を、介護掛金は8.96/1000を乗じた額が掛金額(月額)となります。

ア 退職月の掛金の基礎となった給料

掛金の基礎となった給料＝給料月額＋給料の調整額＋教職調整額

(平成18年3月31日の保障給が支給されている場合は、保障給とします。)

ただし、組合員期間が15年以上で、かつ55歳以上で退職(55歳以上となった日以後初めての退職に限る)した組合員については、退職月の掛金の基礎となった給料に30/100を乗じて得た額を控除した額となります。

イ 公立学校共済組合の給料の平均額

平成21年度 383,000円

(2) 掛金の割引について

掛金を一括納入した場合には、一定額の割引が受けられます。

(3) 1年間の掛金の算定例（平成21年度）

40歳以上の方で上記(1)のイの方が低い場合（この例が掛金の最高額となります）

算定基礎	1ヶ月の任意継続掛金… $383,000円 \times 74.0/1000 = 28,342円$ (月額)
	1ヶ月の介護掛金… $383,000円 \times 8.96/1000 = 3,431円$ (月額)

区 分	一括納入（年額）	口座振替（年額）
任意継続掛金額 (A)	28,342円 (4月分) + 305,724円 (割引率を乗じた5月～翌3月分) 計 334,066円	28,342円 × 12ヶ月 = <u>340,104円</u>
介護掛金額 (B)	3,431円 (4月分) + 37,010円 (割引率を乗じた5月～翌3月分) 計 40,441円	3,431円 × 12ヶ月 = <u>41,172円</u>
掛金合計額 (A) + (B)	374,507円	381,276円
割引額	6,769円	

[参考] 国民健康保険の保険料(税)について

- 1 前年所得額に一定率を乗じて得た額(所得割)
- 2 固定資産税額に一定率を乗じて得た額(資産割)
- 3 一人当たりの金額(均等割)
- 4 一世帯当たりの金額(平等割)

市町村により国民健康保険料は異なりますが、原則として1～4までの合計額が保険料の年額となります(市町村ごとに世帯単位での最高限度額が定められています)。

国民健康保険料の所得割は前年所得額を基準として算定されることなどから、退職後1年目の国民健康保険料は任意継続掛金額より高くなる場合が多く、2年目の国民健康保険料は反対に任意継続掛金額より安くなる傾向があります(こうした場合、例えば退職後1年目は任意継続組合員となり、2年目からは国民健康保険に加入するという選択肢もあります)。

ただし、既に同一世帯で国民健康保険の加入者がいる場合や夫婦同時退職で二人同時に国民健康保険に加入する場合などは、保険料の最高限度額の適用等により、1年目であっても、任意継続掛金額より国民健康保険料の方が安くなる場合もありますので、国民健康保険の保険料については、居住地の市町村国民健康保険担当課にお問合せください。

3 掛金の払込み手続

掛金の払込みについては、次の(1)、(2)の方法のうち、どちらか一つを選択してください。

(1) 一括納入(年度分をまとめて払い込む)

指定された納期までに銀行等(ゆうちょ銀行以外の金融機関)に出向き、別途送付する「振込依頼書」により払込む方法です。

一括納入の場合、口座振替はできません。

(2) 口座振替(毎月払い)

ア 掛金払込方法

初回のみ別途送付する「振込依頼書」により払い込み、2回目以降は静岡銀行の口座から毎月自動的に振替える方法(預金口座振替)です。

イ 手続き

(ア) 預金口座振替依頼書(A)(C)… 銀行に提出してください。

- ・ 任意継続掛金用(A)、介護掛金用(C)

(イ) 預金口座振替届出書(B)(D)… 銀行の確認印が押印されていることを確認の上、任意継続組合員申出書に添付(裏面にのりづけ)してください。

- ・ 任意継続掛金用(B)、介護掛金用(D)

ウ 掛金の初回払込期限日及び預金口座振替日

(ア) 初 回 … 金融機関(ゆうちょ銀行は除く)に出向き、別途送付する「振込依頼書」により、指定された納期までに払込む。

(イ) 2回目以降 … 前月の15日(当日が金融機関休業日の場合は、その前営業日)に振替を行う

エ 注意事項

(ア) 静岡銀行の本・支店のみでの取扱いとなりますので、預金口座のない方は開設する必要があります。

(イ) 預金振替口座が給付金受取口座となります。

(ウ) 口座振替日に残高不足がないようにしてください。残高不足等により、その月内に掛金の納入が行われなかった場合は、任意継続組合員の資格を喪失することとなります。

(エ) 口座振替を希望する場合で、任意継続組合員に加入している間に40歳になる方は、加入時に介護掛金用の口座振替依頼書(預金口座振替依頼書(C)(D))も併せて提出してください。

4 掛金の納入証明書について

任意継続組合員の任意継続掛金・介護掛金は、確定申告をする際社会保険料控除の対象となりますので、1月から12月までに支払った掛金合計額の証明書を、翌年1月末日までに組合員あてに送付します。

5 任意継続組合員に係る短期給付

任意継続組合員は、休業給付を除いて現職中と同様の短期給付を受けることができます。その内容は「7 退職後の給付内容」の項を参照してください。

なお、交通事故による療養のため任意継続組合員証等を使用し治療を受けた場合は、その旨を公立学校共済組合静岡支部(県教育委員会福利課短期給付担当054-221-3136)に必ず連絡してください。

6 任意継続組合員申出書について

(1) 作成方法について

- ア 「任意継続組合員資格取得年月日」欄は、退職日の翌日の日付を記入してください。
- イ 「組合員期間」欄は、すべての公務員の期間を合算した期間を記入してください。
- ウ 「口座振替兼給付金受取口座」欄は、給付金受取口座となりますので、全員記入してください。

なお、掛金の払込方法を「口座振替」とする方は、掛金の「口座振替の口座」と「給付金受取口座」が同じになりますので、静岡銀行の本・支店の口座を記入してください。

- エ 「退職時に認定されていた被扶養者」欄は、次の「(2)被扶養者の取扱いについて」を参照してください。
- オ 申出日、所属所長の証明日及び所属所受付年月日の日付は、退職日としてください。

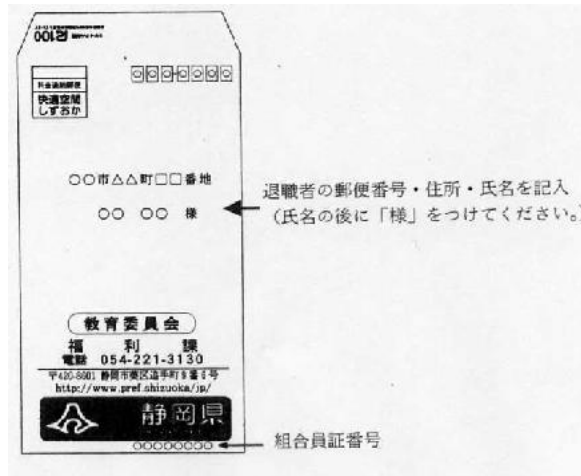
(2) 被扶養者の取扱いについて

- ア 退職時に認定されていた被扶養者を全員記入の上、所属所に保管されている「組合員・被扶養者現況表」のコピーを添付してください。
- イ 退職後も引き続き認定を受ける者
 - (ア) 任意継続組合員申出書の任意継続資格取得時被扶養者の状態欄の「継続認定」を○で囲んでください。
 - (イ) 「被扶養者認定・取消申告書」の提出は不要です。
- ウ 退職日の翌日に認定の取消しをする者
 - (ア) 任意継続組合員申出書の任意継続資格取得時被扶養者の状態欄の「取消」を○で囲み、下段に日付・理由を記入してください。
 - (イ) 「被扶養者認定・取消申告書」の提出は不要です。
- エ 退職日の翌日に新たに被扶養者の認定をする者
福利課資格担当又は各所属所の事務担当者にご相談ください。

(3) 返信用封筒について

年度末退職者に限り、任意継続組合員証及び掛金振込依頼書を送付するときに使用します。封筒は2月頃(予定)年金関係書類とともに配布します。組合員証等は3月末日までに送付するため、3月末日まで居住の住所を記入の上、任意継続組合員申出書に添付

してください。



(4) 提出について

ア 提出書類

- (ア) 任意継続組合員申出書 (運営規則別紙様式第24号)
- (イ) 返信用封筒 (年度末退職者のみ)
- (ウ) 預金口座振替届出書 (B) (D)…口座振替を希望する者のみ

※任意継続組合員申出書の裏面にのりづけ

- (エ) 組合員・被扶養者現況表のコピー…被扶養者がいる者のみ

イ 提出先

公立学校共済組合静岡支部(県教育委員会福利課)へ提出してください。

ただし、年度末退職者については、退職する年の年度末退職者共済書類等受領会に提出してください。

様式名 任意継続組合員申出書
運営規則別紙様式第24号

【注意】 年度末退職者で、任意継続組合員申出書提出後、再就職等により加入を取りやめる場合は、任意継続組合員加入取りやめ申出書を、資格担当あてFAX送信するとともに、原本を速やかに送付してください。

7 退職後の給付内容

(1) 任意継続組合員の制度へ加入した場合に受けられる給付

(給付種別のかっこ書きは附加給付で、その他は法定給付です。)

こんなとき	対象	給付種別	給付額等	方法	
病気やけがをしたとき	組合員	療養の給付・療養費	療養に要した費用の7割を給付(3割自己負担)	自動給付	
		(一部負担金払戻金)	1か月間の療養に要した費用の自己負担額が20,000円を超えた場合、20,000円を控除した額を給付 ただし100円未満切捨て		
		入院時食事療養費	入院時の食事費から標準負担額を控除した額を給付		
		高額療養費	自己負担額が高額療養費の自己負担限度額を超えた場合に給付		
		(入院附加金)	引き続き5日以上入院したとき、入院の初日から1日につき500円を給付		
	被扶養者	家族療養費	療養に要した費用の7割を給付(3割自己負担) 義務教育就学前まで8割給付(2割自己負担) 70歳以上75歳未満8割給付(2割自己負担) 20年度は1割自己負担 1割公費負担		請求書の提出が必要
		(家族療養費附加金)	1か月間の療養に要した費用の自己負担額が20,000円を超えた場合、20,000円を控除した額を給付 ただし100円未満切捨て		
		家族入院時食事療養費	入院時の食事費から標準負担額を控除した額を給付		
		高額療養費	自己負担額が高額療養費の自己負担限度額を超えた場合に給付		
		組合員	移送費		
	被扶養者	家族移送費	実費相当額を給付		
	結婚したとき	組合員	(結婚手当金)		80,000円
子供が生まれたとき	組合員	出産費	350,000円		
		(出産費附加金)	50,000円		
	被扶養者	家族出産費	350,000円		
		(家族出産費附加金)	50,000円		
死亡したとき	組合員	埋葬料	50,000円		
		(埋葬料附加金)	25,000円		
		弔慰金	非常災害で死亡したときに給付 掛金の基礎給料月額×1.25		
	被扶養者	家族埋葬料	50,000円		
		(家族埋葬料附加金)	25,000円		
家族弔慰金	非常災害で死亡したときに給付 掛金の基礎給料月額×1.25×0.7				

災害にあつたとき	組合員	災害見舞金	非常災害の損害の程度によって掛金の基礎給料月額 の0.5～3か月×1.25の範囲内で給付	請求書の提出が必要
		(災害見舞金附加金)	災害見舞金の6割、又は掛金の基礎給料月額 の0.5か月×1.25を給付	
病気等で就労不能のとき	組合員	傷病手当金	現職中に給付事由が生じ、退職後も引き続き就労不能 の場合に、1日につき退職時の給料日額の3分の2に1.25 を乗じた額を給付 ※退職後に給付事由が生じた場合の給付はありません。	
		出産手当金	現職中に給付事由が生じた場合に、1日につき退職時の 給料日額の3分の2に1.25を乗じた額を給付 ※退職後に給付事由が生じた場合の給付はありません。	

(2) 国民健康保険に加入した場合、共済組合から受けられる給付

こんなとき	対象	給付種別	給付額等	方法
子供が生まれたとき	元組合員	出産費	350,000円 1年以上組合員であつた者が退職後6か月以 内に出産した場合に限る	請求書の提出が必要
死亡したとき		埋葬料	50,000円 1年以上組合員であつた者が退職後3か月以 内に死亡した場合に限る	
病気等で就労不能のとき		傷病手当金	現職中に給付事由が生じ、退職後も引き続き就労不能の 場合に、1日につき退職時の給料日額の3分の2に1.25 を乗じた額を給付 ※退職後に給付事由が生じた場合の給付はありません。	
		出産手当金	現職中に給付事由が生じた場合に、1日につき退職時の 給料日額の3分の2に1.25を乗じた額を給付 ※退職後に給付事由が生じた場合の給付はありません。	

(3) 他の健康保険等の被扶養者になった場合、共済組合から受けられる給付

こんなとき	対象	給付種別	給付額等	方法
子供が生まれたとき	元組合員	出産費	350,000円 1年以上組合員であつた者が退職後6か月以 内に出産した場合に限る (配偶者が健康保険等から家族出産育児一時 金等を受給する場合には支給しない)	請求書の提出が必要
死亡したとき		埋葬料	50,000円 1年以上組合員であつた者が退職後3か月以 内に死亡した場合に限る	
出産の前後に おける一定の 期間		出産手当金	現職中に給付事由が生じた場合に、1日につき退職時の 給料日額の3分の2に1.25を乗じた額を給付 ※退職後に給付事由が生じた場合の給付はありません。	

(4) 再就職して他の健康保険等に加入した場合

新しく加入した健康保険等で給付を受けてください。

(5) 任意継続組合員の短期給付請求手続き

ア 病気やけがをしたとき

療養費・家族療養費は、医師の診療内容の証明書及び領収書を添付して請求してください。

ただし、任意継続組合員証により保険診療された時は自動給付されます。入院附加金は組合員が、療養のため引き続き5日以上入院した場合に自動給付されます。

イ 結婚したとき

結婚手当金請求書に、戸籍謄(抄)本又は市区町村長の証明書を添付して請求してください。

ウ 子供が生まれたとき

出産費・家族出産費同附加金請求書で請求してください。

ただし、(2)(3)については附加給付の支給対象にはなりません。

エ 死亡したとき

埋葬料・家族埋葬料同附加金請求書に市区町村の証明書の写しを添付して、請求してください。

ただし、(2)(3)については附加金の支給対象にはなりません。

なお、弔慰金・家族弔慰金については、公立学校共済組合静岡支部(県教育委員会福利課短期給付担当・電話054-221-3135)まで連絡してください。

オ 災害にあったとき

災害見舞金請求書は、り災証明書等を添付して請求してください。